

津市隣保館運営審議会会議録

1 会議名	令和5年度第1回津市隣保館運営審議会
2 開催日時	令和5年7月27日（木曜日） 午前10時から午後12時15分まで
3 開催場所	津図書館 2階視聴覚室
4 出席した者の氏名	<p>（津市隣保館運営審議会委員）</p> <p>石川博之 梅林慶文 大橋加代子 岡山勉 金子清志 小島広之 齋藤好信 西田保男 福田信男 藤本正治 古川和也 前川佳子 前川正和 村林秀紀 山川稔也 山中順子</p> <p>（事務局）</p> <p>市民部長 南条弥生 / 市民部次長 平井徳昭 人権課 調整・人権担当主幹 渥美博 人権担当主幹 岸岡康成 / 主事 田端祐美 久居総合支所生活課 人権啓発担当副主幹 末石豪士 芸濃総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 駒田雅司 美里総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 西出和司 川合文化会館 館長 西本和史 白山総合支所地域振興課 人権啓発担当主幹 大橋律子 美杉総合支所地域振興課 人権啓発担当副主幹 前田憲一</p>
5 内容	<p>1 隣保館事業の概要について</p> <p>2 令和4年度隣保館活動報告について</p> <p>3 令和5年度隣保館事業計画について</p> <p>4 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	<p>市民部人権課人権担当</p> <p>電話番号 059-229-3166</p> <p>E-mail 229-3165@city.tsu.lg.jp</p>

- ・ 議事の内容 下記のとおり

事務局(岸岡)	<p>おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回津市隣保館運営審議会を開催させていただきます。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。議事に入るまでの、進行を務めさせていただきます津市市民部人権課の岸岡と申します。どうぞよろしくお願い致します。座って進めさせていただきます。</p> <p>まずはじめに、本日の審議会の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前に送付させていただいております、「令和5年(2023年)度 第1回津市隣保館運営審議会」という56ページの冊子が一部お手元にお持ちでしょうか。それと、その冊子の資料の一部内容修正による差し替え資料として、冊子の1ページ、及び2ページの資料を1部ずつ配付させていただいております。</p> <p>冊子1ページの「令和5年(2023年)度 第1回津市隣保館運営審議会事項書」につきましては、事前送付させていただいた資料に、今回の審議会では、会長及び副会長の選任が不要にもかかわらず、誤って事項に入れており事項書の差し替えの案内をさせていただきました。委員の皆様にはご迷惑をお掛けし申し訳ございませんでした。今回さらに、その他の項において、事務局からの報告事項を追加させていただいたので、大変申し訳ございませんが、再度、差し替えの資料として配付させていただいております。</p> <p>冊子2ページの「津市隣保館運営審議会委員名簿」につきましては、委員各位に資料を送付した後に審議会委員の異動がありましたので、その差し替えの資料となります。</p> <p>続いて、令和5年2月7日付の隣保館の活性化に向けた運営方針が1枚。</p> <p>以上が本日の審議会で使用します資料となります。揃っておりますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>続いて、審議会委員の方に異動がございましたのでご報告いたします。審議会資料の2ページ「津市隣保館運営審議会委員名簿」をご覧ください。前回の審議会から異動のあった方について、報告させていただきます。</p> <p>No.1の津市社会福祉協議会会長の石川博之 委員 No.4の津市自治会連合会幹事の浦出寛治 委員 No.12の長谷山市民館運営委員会委員長の齋藤好信 委員 No.17の津市立幼稚園長会会長の前川佳子 委員 No.18 津人権擁護委員協議会津地区委員会人権擁護委員の前川正和 委員</p>
---------	---

	<p>No.21 津市保育所施設長連絡協議会の山中順子 委員 それぞれがご就任をいただいております。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、事務局である市民部人権課でございますが、令和5年4月の人事異動によりまして、人権課長に塚田、調整・人権担当主幹に渥美、担当に田端が着任しております。なお、塚田人権課長につきましては、体調不良により欠席しています。</p> <p>また、隣保館長につきましては、資料の3ページ「隣保館施設一覧」の下から2行目に館長名を記載させていただいておりますが、隣保館長におきましては、櫛形市民館長に小柴、雲出市民館長に植谷、榊原市民館長に田中、白山市民館長に西谷が4月から新しく館長となりましたのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは開会にあたりまして、南条市民部長からご挨拶を申し上げます。</p>
南条部長	<p>市民部長の南条でございます。平素は本市の隣保館の運営に、また市政全体に対して多大なるご理解とご協力をいただきありがとうございます。審議会の開催にあたりまして一言ご挨拶させていただきます。</p> <p>先週から子どもたちは夏休みに入り、コロナが5類に移行した初めての夏となっております。花火大会や祭り等が復活した反面、水の事故も多く聞かれます。これまでコロナの影響で制限があり、3・4年ぶりに再開する行事も多くなっております。そういったときにとまどいがあり、改めて繰り返し繰り返し行うことで自然と身につくということを実感しております。</p> <p>さて、本日は今年度第1回の審議会ということで、令和4年度の隣保館の活動報告、令和5年度の隣保館事業計画を主な議題としております。隣保館は地域課題を把握し、その解決に向けて人権啓発や相談事業に取り組み、また住民福祉の視点から地域住民が利用しやすい開かれたコミュニティセンターとしての役割を担っています。皆さまから遠慮なくご意見をいただければと思いますのでどうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局(岸岡)	<p>続きまして、議事に入ります前に、本日、21名の委員のうち16名の方が出席していただいておりますので、津市隣保館の設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定に基づき、会議が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただきます。</p>

<p>村林会長</p>	<p>条例第19条第1項の規定によりまして、村林会長に議長職をお願いしたいと思っております。村林会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>皆さんおはようございます。議長を仰せつかりました村林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本年度第1回目であります。議事進行に当たりましては、皆さんの活発な御議論をいただきながら、議事を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、会議の進め方でございますが、それぞれの議題について、事務局から説明をいただき、その後、委員の方々からご意見等をいただく形で進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めてまいります。事務局から、あらかじめお話いただくことは何かございますか。</p>
<p>事務局(岸岡)</p>	<p>当審議会の会議録の作成のため、事務局におきまして、会議を録音させていただきます。</p> <p>また、今回、会議録へのご署名は、梅林委員と大橋委員の2名の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>委員の皆様いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。</p> <p>事務局、他にありますか。</p>
<p>事務局(岸岡)</p>	<p>当審議会の公開についてでございますが、本市における審議会の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において、個人の情報などの不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合や会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除き、会議は原則公開とする旨規定しております。このことから、当審議会の会議につきましては、「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきましては、原則公開</p>

	<p>する方向で取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいいたします。</p>
村林会長	<p>事務局の説明にありましたように「個人の情報」などが含まれる審議等以外につきまして、原則として公開となりますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
村林会長	<p>ありがとうございます。それでは、会議の公開につきましては、そのようにさせていただきます。</p> <p>では、議事に入ります。本日配付いただきました事項書に沿って進めてまいりたいと思います。事項書の2番、事項（1）の隣保館事業の概要について、事務局の説明を求めます。</p>
平井次長	<p>失礼いたします。市民部次長の平井でございます。</p> <p>本来ですと人権課長からご説明させていただくところですが、体調不良により欠席をしておりますので、私次長が代わって説明させていただきますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは失礼いたしまして、着座にてご説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、事項（1）の隣保館事業の概要についてご説明させていただきます。初めて今回ご出席いただく委員さんも見えますので、恐れ入りますが改めてご説明をさせていただきます。</p> <p>お手元の資料につきましては4ページでございます。4ページの隣保館事業の概要についてでございますが、隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として活動しております。厚生労働事務次官通知におきまして、国が予算措置を行う事業等が定められており、津市においては、「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」及び「人権が尊重される津市をつくる条例」で、隣保館の事業、人権が尊重される津市をつくるため、必要な事項を定めているところでございます。</p> <p>次に、4ページの「隣保館の目的及び実施事業について」でございます。中盤からのところでございます。まず（1）の目的でございますが、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこととされております。続きまして（2）の事業でございますが、隣保館は次の基本事業を行うほか、地域の実情に応じて特別事業を行うこと</p>

	<p>とされておりまして、その下のアの基本事業は（ア）から（カ）までの6事業、そしてイの特別事業について、（ア）から（ウ）までの3つの特別事業を行うものと定められているところでございます。</p> <p>次に5ページでございますが、津市隣保館の設置及び管理に関する条例においては、（1）設置といたしまして、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図ることを目的としまして、（2）の事業の中では、アの基本事業の6事業と、イの特別事業の3事業を定め、6ページでございますが、人権が尊重される津市をつくる条例においては、同和問題を始めとするあらゆる人権に関する問題の解決に向けた取り組みを推進し、人権が尊重される明るく住みよい社会の実現を図ることを目的として施策を推進するものと定めているところでございます。</p> <p>最後に6ページの4隣保館の役割でございますが、津市が人権が尊重される社会づくりに関する施策を積極的に推進するものでありまして、隣保館はその目的のための地域拠点施設として、地域に密着したコミュニティセンターとしての役割と部落差別の解消に関する施策の実施など、各種人権課題の解決に資するための役割を持って活動を推進していくものであると定めているところでございます。</p> <p>隣保館事業の概要については、以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。</p> <p>すみません。「隣保館の活性化に向けた運営方針」というのは、この下に続くものなのですか。それともどういう形を考えておられるのでしょうか。</p>
<p>平井次長</p>	<p>それにつきましては、確かにこの中が大きく基本になっています。その下にそれぞれ続いていくものというふうに事務局としては考えております。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ここでお聞きしていいか分からないのですが、その運営方針は今方針なのでこれを具体的に進めていくためにどういう形でっていうのは、その部分は無いのですか。それとも何らかの形で隣保館には下りてるのでしょうか。</p>
<p>平井次長</p>	<p>運営方針につきましては、本日お配りしました資料の中に一枚、「隣保館の活性化に向けた運営方針」という資料が挟まっていま</p>

	<p>す。ございますでしょうか。事項書の新しいものと、委員さんの新しい名簿、それからもう一枚「隣保館の活性化に向けた運営方針」というものをお配りさせていただきました。本日お配りしたものですので、事前にお配りしたものではありません。</p> <p>会長のご質問のようにこの運営方針でございますが、前回の令和5年の2月の審議会の方でご審議を賜ったものでございますが、この運営方針につきましては、それぞれ方針として大きな柱とお考えいただきまして、それぞれこれに基づいた事業そのものについては、それぞれ隣保館の方でお引き受けといたしますか、隣保館もしっかりと理解をした上でそれぞれの事業を推進しているということでご理解いただきたいと思います。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ごめんなさい、同じことを言うかもしれませんが、隣保館がそれぞれこのことを基にして考えて運営をしてくださいますということよろしいでしょうか。</p>
<p>平井次長</p>	<p>はい、その通りでございます。隣保館につきましても、それぞれ地域の実情等もございまして、それぞれのやり方というものもございまして、事務局としてこうなさいああなさいということもございませぬけれども、先ほども申し上げましたが6つの事業とそれから3つの特別事業、これを基本としていただきまして、それぞれの隣保館がお考えいただいた上で、地域に根ざしたというか基づいた事業をやっていただくというところでございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>前川委員</p>	<p>よろしいですか。</p>
<p>村林会長</p>	<p>はい。</p>
<p>前川委員</p>	<p>人権擁護委員の前川ですが、例えばこの「相談体制の充実」という項目があるのですが、この項目についてもう十分だと事務局は考えられているのか、それともこんな課題があると考えられているのか。そこらへんについてはどうなのですか。それぞれのところで津市全体を見回した段階でどんな課題があつて、どんなことが充実しなければいけないのかというあたりは持ってみえないのですか、それとも持ってみえるのか。持っているのであれば、説明していただきたいと思ひます。</p>

平井次長	<p>はい、分かりました。恐れ入ります。ご質問賜りましたのは、「相談体制の充実」について課題をどのように捉えているかということですが、当然のことながら「相談体制の充実」について、しっかりと充実していると事務局は考えているものではないです。当然それぞれの地域の中、特に館の中では、当然のことながら人間的なもの、それからそれぞれの館の職員さん以外にいろいろな私ども職員も含めて、スキルアップも必要であるというふうに思っております。その相談に基づいたシーンをどのようにしていくかというところをしっかりと持っていかなければならないと考えているところでございます。それにつきましては、それぞれ私ども事務局と館が連携しながら進めていくというふうに、それぞれの機関に通じて説明させていただくとか、協議をさせていただくところでございます。</p>
前川委員	<p>だからどうしていこうというような方針というのではないわけですか。例えば、相談事業について言えばスキルアップというものをそれぞれが館でもらわなければならない。だから県でやっている相談事業の講演会とかそんなのに何回ぐらいは参加しなければならないとか、そのような働きかけもないわけですよ。パーッと資料としてこんなのやっていますよというようなのを連絡するだけで、都合がよかったら出てください。そういうような取り組みではたしてスキルアップができるのか。それからいろんな課題があって、例えば80%の人が一回も人権講演会とか研修会に出たことがないという結果がありませんか。そういう結果を踏まえて隣保館としてどうしていったらいいのかという方針だとか取り組みの、「津市でこんなことをして行ってください」というようなことは何もないんですか。</p>
平井次長	<p>そういうことではございません。前川委員が仰るように、隣保館としてスキルアップをするにはどうするか。これは仰るように研修に参加したりとか、いろんなことで知識を向上していくということでもありますので、それにつきましては当然のことながら「あるので行ってください」ということではなしに、それぞれが皆意識を持っていきましょうということはこちらの方からも。ただ「何回行きなさい」というのは、館としてのこともあると思いますので、そこまで言及しているものではないですけれども、やはりそれぞれの館がきちんとその部分は理解した上で、総合支所と連携しながら考えを持ってやっていくというところは、それぞれが市として、特に今回津市の人権施策基本方針を改めましたけれども、そういった中</p>

	<p>でもそういうところはしっかりと記載をさせていただいています。また、仰っていただきましたように人権講演会への参加者が少ないというところですが、これについては津市全体としてはいろんなやり方を考えていこうと。特に今はコロナということもあって。また、同じ方が出ていたりとかそういうこともございますので、そういった方については改めてもう少ししっかりと裾野を広げて啓発しようとか、例えば若い方にご参加いただくときがありましたら Zoom だとか、そういったことを取り決めながら研修会をやっていくと。或いはそういうところに参加できるような体制を整えるということ、市の方針として持っているところでございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>解釈の仕方が違うというのは申し訳ないのですが、前川委員が言われてるのは、館の問題あるいは館の人員不足、研修に出したとしても職員が代わり映えがないという部分において、館の中で進めてきなさいと言われてもできない場合に、現実的にそれをどういうふうに解決したらいいかという部分に関して、今多分挙げても変わっていかない。人員を増やしてくださいとかそういう形でしか館はできないので、その部分の解決を館ですていくことが難しいので、逆に例えば研修に出てくださいというならば、出れない状況をどのように改善していくかも市の側で考えていただけないのですかということだと思っております。</p>
<p>平井次長</p>	<p>恐れ入ります。分かりました。特に人間的なものにつきましては村林会長が仰られるように、なかなか増やしてくださいとこちらの方からお願いしても増えてないという現状というのはご承知かと思っております。その中で前回の会議の中でもお話が出たのですが、特に館の職員の方々に研修に行かれるということについては、どうしても館が空になってしまったりとか人が足りないということについてはどんな応援体制をするかというところがあったのですが、それについては前回もこの審議会の中ではご審議いただきまして、しっかりと市がそういったところをカバーして、「今日は〇〇館の職員さんが研修に出られるので、その間総合支所の職員応援に入って対応する」というような形で、支所或いは市も考えた上で全体の中として捉えた上で、そういったところをスキルアップをしていこうということは前回お話をいただきましたので、今回はそういった形で館の方にもお願いしているところでございます。</p>
<p>金子委員</p>	<p>いいかな。上手にあんたら喋りますけど、何もやってないのにそういう言い方ばかりしていたらいけないのでは。口先だけの話ばか</p>

	<p>りで、うちの北口三でもたった二人でいろんなことを処理しているわけ。そこで人員の補充を市にお願いしても、まあお願いと言いたくないけども、頼んでも結局全然経験もない、同和問題も何も分からん、そういった者をハローワークで訳の分からない人間が募集され、二週間もしないうちに辞めると。そんな人間を募集している。そんな人らをこちらが教えていかないといけない。おまけに一番大事な館長は、こういう場には出席させないとか前回も話にはなったけども、その話でも何のことも聞かずに勝手にどんどん決めていって、あんたら同和のこと分かってるのか。何にも分からない人間がずらっと揃ってるんだろ。館長が一番よく分かってるの。それをいらんと、その説明して。ちゃんとわかるように。</p>
平井次長	<p>その他の項で説明させていただく予定でしたが、今ここでご説明させていただいたほうがよろしいですか。会長よろしいですか。</p>
村林会長	<p>はい。</p>
平井次長	<p>恐れ入ります。その他の項で少しお話させていただこうと思っていましたけれども、前回この場に館長さんが出ていただけない。今日はたまたま西本館長さんは、職員さんがどうしても都合が悪かったので、館長に代理で来ていただいておりますけれども、その部分につきましては前回もお話させていただきましたが、この審議会という場は当然地域の委員さん方になります。それ以外に多方面からご出席賜って委員さんになっていただきます。そういった中でいろんなご意見を賜るといふところの中で、どうしてもそこはしっかりと津市、そして市の中でしっかりと受け止めた上で、それを総合支所と共有し、そして館の方へ下ろして進めていくということは大事だというふうに考えておりましたので、今回につきましては前回申し上げましたように、総合支所、そして事務局の方で出席をさせていただくということになったわけでございます。当然館のことは金子さんが仰られるように、地元の現場にお見えの方が一番ご存知だということ、そこは僕らも十分理解をしていますのでそこも踏まえて、今回はこういった形で出席をさせていただきますけれども、それを踏まえてしっかりと館とは連携してやっていくということで、こういった出席体制になっているということでございますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。</p>
金子委員	<p>いやいや、全然理解できる話とは違うだろ。要は何で一番大事な相談に来る人を、相談事業ってここ書いてあるけど、うちらなんか</p>

	<p>二人って言ってるやろさっきから一番最初に。いろんなリハビリとかカラオケとか書道みたいなものとか、いろんなことやってるよな。お花とか。それに職員がかかってて誰も対応する人間がないじゃないか。その人間を、どんなのかって分かってるのに、その人間を出席させないというのはなんでかって聞いているの。</p>
平井次長	<p>出席させないというのは、させないというわけではないのです。今回のこの場というのはそういう場ということで事務局としては捉えていますので、すみませんがこういう体制でご出席をさせていただきますということで。仰ることは十分分かるのですが、この場としてはそういうことだということで。</p>
金子委員	<p>この場はそんな場か。そんな場でうちらみたいが一番人権を無視されてるような人間が発言したって殆どなんにもない。これにも大きく出てるだろ。2022年2月に100年差別は無くならないと新聞に大きく載せられてる。そんなことをやられてるというのはいっぱいあるの。インターネットでもやられている。そんなことでもこの前にも言ったことがある、何の答えも返ってこないじゃないか。質問したこと聞いとるだけか。</p>
平井次長	<p>決してそのようなことはありません。</p>
金子委員	<p>そういうことがあるから言ってるんじゃないか。答えは何も出さずに期間だけ作ってるだけじゃないか。</p>
村林会長	<p>前回から館長が出席されない形になって、前回と今回の様子を見て、その後何らかの形を変えるなり、課題を見つけたその課題をという形でなってますので、今回変えるわけではないので、今回までの様子の報告を事務局の方でしていただく必要があるんだと思うのですが、それでお話をお聞きしたのは金子委員が仰られたこととか、上から下りてくるのであれば運営方針を具体的にどうするかってということがあって初めて館で考えられると思うので、それをどういうふうに伝えてもらって、どういうふうに館が戻してけばいいのか。或いは館の問題を具体的に支所の方がどういうふうな形で市の方に上げられて、それをどういうふうに市は解決していくかというところが今ではなかったところで明らかになってないので、そのあたりを説明できるならお願いしたいと思うのですが。</p>
平井次長	<p>はい、分かりました。</p>

	<p>確かにですね、仰ることはよく分かるのですが、今回こういった場で頂いたご意見或いは運営方針を前回ご審議賜りましたけども、それについては当然、前回は支所の職員も出ておりました。その中で隣保館を所管する支所の職員も同じように聞かせていただきましたので、そういったことについては方針に向けてどんな形でやっていくかというのは、それぞれ私どもや支所そして館の方で共有して、そういう場というのは館長会議であったり支所との会議というのがあります。当然2月にご審議賜りました話、それからご意見賜ったことについては、その場で持ち帰ってきっちり支所の方が館の方にお伝えさせていただくということでございます。</p> <p>それぞれの事業については、それぞれの地域の実情ややり方もありますので、そこについては館の方針に基づいてやっていきたいと思っています。そういった形で頂いたご意見ご要望については考慮させていただいた上で、それをまたこんな形で例えば課題があるとかこんな形でやっていきたいということについては、支所や私どもの人権課については館の方から上がってくるという体制は整っていると思っています。</p>
<p>村林会長</p>	<p>仰られてることはよく分かるのですが、具体的にどう上がってきているのですか。各館いろんな問題を抱えていて、そのことが如何に上がってきているかというのは自分たちには分からない訳ですよ。どんな形で上がってきていて、そのことはどうなったか。必ず全部が解決できると思いませんし、すぐさま出来ないということもあるでしょうし、そのへんの具体的なものというのは何かあるのでしょうか。</p>
<p>平井次長</p>	<p>具体的なものと申し上げますと、先ほどの金子さんのお話でも話しましたが、人間的な話というのが大きなところで、それについては話が上がっています。或いはそのなかで、前回この場で話を申し上げるつもりでしたが修繕的な話とか、或いはその内容、或いは地域の中の課題とか。具体的にこうというのは地域によって違いますので、これあれというのは申し上げますけど、そういったことについてはこちらの方に上がってきています。ただそれをすぐ解決できるかということになると、なかなか難しいところもありますので、それぞれそこは館と支所と私どもとで調整しながらやっているというのが現状でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>多分捉え方の違い方かもしれませんが、地域の具体的な状況を市が分かるための組織づくりだと自分は思っているのですけれども、</p>

	<p>結局館の考えを市側で考えられなかったら下から上がってくるのも上から下りるのも、相互性のないままで終わってるんだと思うのですよ。できるようにしてますよというだけで、具体的には機能しない形ではないのかなと。館独自であるというのは分かるのですが、館独自であるけれども最低限の方針もあればそれは当然何らかの具体的な目標も出てくるはず、或いは目的としての事業も出てくるはずですけども、そのあたりをどのように館の内容を市の側が把握されるのかっていう部分を支所の者がいるからという形ならば、その支所から今度は市が内容をどういうふう理解されてるのかっていうところが分からないのです。それが抜けているのかなって気がするのです、その点はいかがでしょうか。</p>
<p>平井次長</p>	<p>確かに会長の仰ったことはよく分かるのですが、そういう体制作りはやっているということは申し上げた中でどういった形でというのと、なかなかお示しするということが難しいなと思ってしまったのですけれども、すみません、答えが見つかりませんでして。ただ、そういった形の中でやれてるというかやってるというところは、課題をどのように把握しているかとか、どんな課題があってそれに対してどうしているかということについては、それぞれ場としてはちゃんと設けてますので、放りっぱなしというわけではありませんし、そういった形をすでに館を所管する支所はちゃんと把握していますし、そこは私どもも協力しながらやっているというところでございますので、そういった形で進めていくということでご理解いただければと思います。</p>
<p>金子委員</p>	<p>うちはこういう目に遭っているということを皆共有して解決してって市に申し入れたこと、言うのは当然のことだと思うのでそういうのが一番ええ。ただ自分たちのやってることは共有させないようにしてるのか。皆に言われると困るからか。そういうふうに捉えられるよな、今までのやり方を見とると。例えば北口の保育園の建て替えの話は十数年前からお願いしていた。雨漏りはするわ、トイレは悪いわ、運動場は子どもがよーいドンと走り出したら10mも走れやん。そんな運動場で健全な子どもは育つと思いますか。遊ぶこともできない。うちの運営委員会の集まりでやっとならぬと雨漏り直してもらったと答えてもらったけど、雨漏りだぞ。ずっと雨漏りしてたんだぞ。これは差別か。なんでや、雨漏りしたら普通直すだろ。本庁だったら放っておくのか。どうなってるの、ずっと申し入れて要望書まで出しても返事が返ってこない。それが皆と相談して話し合いをしてやってる。皆知ってる筈ないだろ。あんたらはそういうや</p>

り方ばかりやってるの。地域調整室を無くしたのもそうじゃないか。それまでいろんな話をして、いろんなところを本庁で分かってもらえるようにしてってしても、あんたらが勝手に大事な地域調整室を無くしていく、どこへ話を持っていったらええの市民課でいいのか。あんたらこんなことも答えられないじゃないか。場を持ったら皆が納得すると思ったら大間違い。口先ばっかや。それ言われたら何も言えないだろ。現場を見てきてって参事に前言って保育園の状態どうでしたかって聞いたら、はい見てきましたって答えた。北口保育園の状態を見てきましたって。どんな状態だったか聞いたら、いやいや外から見てきただけだから分からないと。ふざけてるのか。そんな人間だあんたらは。自分ら給料貰ったらそれでいいと思っとる。その給料は誰が払ってるの。市民が一生懸命働いた血税だぞ。そしたらもっと真剣に取り組んだらどうなんだ一体。口先ばっかで。どれだけ聞いてても口先ばっかりの話。いつでも運営委員はこうやって運営をやっていますとか、ずっと前に言ったことを言葉上手に書き換えただけじゃないか。前のにちょっと足しただけ。ずっと持っているけど。そんなことで人を集めてやってるって、人を集めたらやってるんじゃないの。いかに中身が濃いかだ。よく考えてくれ本当に。地域連携課でもそう。どんどんバラバラにしていって、うちのことをハッキリ言っていないがしろにしているというか、だんだんと忘れられてくださる、人事異動で代わっていくでええやろとか。それではダメだろ。前の職員知ってるだろ。彼はしっかりうちに責められたさ、そしたら変わってくの。なんともならん。一番最初の部長もしていらっしゃる職員さんが言った言葉でも、うちらそこで話を聞いてお願いしにいったの。それでも辞めていったら知らんでは駄目なの。異動という言葉の上で辞めてくって。ちゃんと引き継いでくれないといけないと違うのか。長い問題なの、同和問題なんて100年200年違うの。それを理解して貰わないと。あんたら自分の子どもが10mも走れない所で運動会をしていたら、一生懸命やっても走れないぞ。自分の子どもがそうだったらこれ何とかしてくれと思わないのか。雨漏りしてる所で勉強してるって何が健全だ。もう大概にしてくれ。

村林会長

多分館長が出ていた時には、館長から地域のことは直接市に話ができただけの状態があったのが、今館長が出ていない中で地域の状況は支所を通して市に上がってくるという形になったから、その部分が如何に上手く動いているかということがこちらとして分からなかったら、今回の形の中でこれを進めていこうとするならばそこをハッキリしてほしいのと、出来ないのならもう一度館長を戻

	<p>してほしいという形にならざるを得ないと思うのですが、いかがでしょうか。</p>
平井次長	<p>ご意見ありがとうございます。会長が仰られているように、前回と今回はこういう形にさせていただいて、改めて今回ご意見を頂戴するようでしたら、館長の出席を再度検討させていただくというのは、前回の会議でもお約束させていただきましたので、今回ご意見を頂戴しましたので、それに向けて調整をさせていただきます。それにつきましては、事務局の方で調整させていただきますので会長副会長さんにご相談をさせていただきます。ただ、館長も一緒に出る場合ちょっと人数的に増えてしまいますので、会場的な部分のご理解いただいた上でということでもよろしくお願ひします。</p>
金子委員	<p>前は芸濃でやってたことあったら。あの人数の少なさが分かるか。何であんなに少ないと思う。ここだからまだ何とか来るわけ。バスに乗り継いで乗り継いで行くってなかなか大変なことなの。そういうことも理解しないとイケないだろ。やはり大人数で多ければそれだけ出席できなかった人が大事なことを言ってくれるかもしれないではないか。そういうことも考えて利便性も考えてほしい。芸濃はやっぱり遠い。実際にそういうことを考えてほしい。</p> <p>それともう一つ。なんで館長の出席をやめたのかって皆さんによく分かるように説明してほしい。なんでやめたのか。</p>
平井次長	<p>やめたというよりは、最終的に来なくなったからやめたということになるのですが、仰られましたようにこの場というのは先ほどもご説明しましたが、委員会の皆様方以外にも多方面の方々にご参加を賜っていますので、いろんな皆様方のご意見を頂戴して私どもが受け止めて、そして支所が受け止めて、ちゃんと所管する館に対して伝えると。それを三者が共有しながら進めていくという形を審議会という場では取らせていただきたいということでしたので、そういうことにさせていただいたということでもございまして、当然のことながらそのなかでやっぱり館長が必要だというご意見を頂くのであれば、そこについては改めて考えていかなければいけないというのは先ほど申し上げた通りですので、そういう形で今回の場というのはそういう場だというふうに私どもは考えておりましたので、改めて私ども、そして所管する総合支所がしっかりと、皆様方のご意見を頂戴した上で、館と連携しながら進めていくというのが理由ということで、前回もお伝えしたところでございまして、ご理解いた</p>

	<p>だけるかどうかというのは別ですが、そういうことで話をさせていただいたということでございます。</p>
金子委員	<p>ご理解いただかなあかんやろ。理解できやなあかん。そうdar。先ほど言ったことをあんた頭に入れとかないと。あんたところの参事がうちの保育園見にきて、はいちゃんと確認してきましたと言ってきた。そしたら、外から見ただけだから分からない。そんなことは見てきたことにはならないの。雨漏りの箇所とか、危険な場所とか、トイレがどうこうだとか、そういう確認がちゃんと見てきたということだろ。保育園の状態を外から見ただけでちゃんと言ってきたって言えるの。そんなんじゃあかんから、それこそ一番よく分かる館長は出席しなければならんだろ。当たり前のことだと思うの。どうですか。</p>
村林会長	<p>もしこの形を継続するならするでももう一回説明をきちんといただきたいのと、館長が戻る形になったとしても今までの単に戻ってくるのではなく、館長がどういう役割というのか、会議の中でどういうことを位置づけて或いは発言内容も含めて、このことについては館長の方から答えていただくとか、市に上げていただく場面等を作るのかということも含めて、変更後の部分も単に元に戻すのではなく考えていただきたいと思います。</p>
平井次長	<p>ご意見としてはよく分かりました。仰る通りでございます。当然館長が出ますと、それぞれの地域的なものについては館長の方に発言をさせていただきたいと思っておりますし、その中で私どもが頂くご意見、館として支所と人権課、或いは津市全体として捉えなければいけない意見というのもあると思っておりますので、それについてはそんな形で進めさせていただくということで、次回の会議を含めて調整させていただいて、会長や副会長にはご相談させていただきます。お願いいたします。</p>
村林会長	<p>よろしく申し上げます。少し議題から外れていってますが…</p>
福田委員	<p>よろしいでしょうか。その他のところで議論に参加しようかと思っていたのですが、その他のところでもう一回この館長会議について議論していただけますか。</p>
村林会長	<p>はい、いたします。</p>

福田委員	分かりました。
村林会長	<p>津市の人権施策審議会がありますよね。その中で隣保館に関しても多分評価とか進捗状況等をされていると思うのですが、自分がそれを見れる範囲で見てる感じとして、すごく現実と自分たちが感じているのとズレてる感じがするのです。でもあれが市としての評価になって上がってく部分が、逆にこの審議会では一度も出てきてない。その話は出してもらってないし、前回は説明させてもらったのですが、その内容さえこの会議の中には上げてもらってない部分があるので、市としての評価とこちらとして感じている評価の差がすごくある気がするのです、そのあたりをすこし調整していただければと思うのですが。</p>
平井次長	<p>はい、会長のご意見よく分かりました。確かに事務事業評価的に隣保館の評価というのはさせていただいてますので、その中で事務的な評価とは現場も含めて地域の方々がお考えになる評価等と差異があるということでしたら、それにつきましてもこの場でお示しさせていただきます。ご意見を賜りたいというふうに思います。</p>
福田委員	<p>いいですか。私随分と委員をやらせてもらっているのですが、一体自分の役割が何なんだろうとずっと疑問に感じながら毎回この会議に出させてもらっているのですが、金子さんとか随分鋭く突っ込んでもらってますが何の効果も表れていないというのが私の評価です。システムのどうなんでしょうか。方針というのは前からあるわけですが、方針があってその方針に基づいて実際に事業が展開されていくのですよね。その評価はどこでどんなふうにしていくのかっていうのは、もしかしたらここでの役割かなと私は思っていたのですが、失礼ながら各館から出されている事業報告の一覧表についてはどなたも触れませんし、この方針に基づいて実際に実施されている事業なのかどうかというのがずっと私は疑問を持っているのです。一般的な文化教養的なことはしてはいけないというわけではないのですが、メインにやはりこんなふうにかかれていく方針に基づいて館が運営されていくのであれば、私はどうかなという感じで首をかしげてしまうのです、失礼ながら。うちの館も含めての話ですが、そのあたりのシステムがあって、我々がどんな役割をさせてもらって、事務局に進言させてもらって、事務局から各館への指導をどなたがするのか。運営方針に則って事業を展開されているかどうかという評価は、事務局としてどんなふうにお考えですか。つまり各館から事業報告が出されました。そうしたら</p>

総括がされるべきですよ。館ごとに総括をされていると思うのですが、毎回毎回事業報告の資料が配られてくるのですが、その中にきっと課題があるだろうと思うのですが。その課題を吸い上げていって、今後どんなふうにしていくかっていうことをここで議論したりするべきではないかなと思ったりしているのですが。もう形式に流れすぎているのではないですかね。仰ることはよく分かります、でも中々実際に出来ませんというのがいつもの答えですよ。館を見に行かせてもらいます、見てきました。でも外から眺めただけだ、というその課題は一体どこにあるのだろう。それこそそのことについて議論すべきではないかと思うのです。それは失礼ながら事務局の皆さんの部落問題なり同和問題に対する意識がどうあるべきか、自分にとって部落問題というのはどんな課題なんだろうという、そんな視点で見つめてもらわないと中々人権課は務まりませんよね。恐れながら言わせてもらいますけども。そういうところへ我々は同和行政をお預けしているわけですよ。そこでやはり住民の意見を、つまり我々の意見を十分汲み取って貰わないと。あまり乖離がありすぎるのではないかなと思うのですよね。それは指導してほしいと思うのです。この方針に則ってないだろうって。こうしなさい、相談事業をもっと発展的にしなさいというふうに指導してもらえたら、こちらは相談事業が活発にできるような人的配置をしてくださいますとか。そんな議論が出てくると思うのです。そこに事業を発展していったって、同和問題や差別が無くなっていく社会づくりに貢献できるという、自負心みたいなものを持てるのですが、皆さんはどんなふうにお考えですか。方針出したら具体的なアクションプランみたいなものが出てこないといけませんよね。

南条部長

例えば昨年度2回館長会議をさせていただいて、その時に隣保館の活性化に向けた運営方針というものを4項目出させていただいていますので、それぞれについて各館から評価をどれくらい達成できているかを、数値ではありませんがそれぞれを発言していただいたということがあり、相談体制という中で言われるように中々研修とかがあっても行けないという事情も聞かせていただいたりもしています。その解決については、例えば総合支所の職員が来ていますが、館で出やすいようにその時には総合支所の人権担当が留守番にはなりますが、その時間帯はそちらに出向くという形で研修には参加してもらおうようにするとか、というふうな話をさせていただいたりとか。後、例えば情報発信の充実のところでは館だよりを出させていただいてますが人権に関わる部分が少ないとかがありますので、やはり人権の内容をもっと含ませた館だよりを出していただき

	<p>たいというふうな話をさせていただくとか。地域福祉の担い手としていったときに、相談は受けるけどもその相談をどこに繋いだらいいのかとか、それを取り巻くケア会議なのですが、そういうふうな会議が分からないというふうなこともありました。今年度については、人権センターから研修の案内が来るわけですが、それについては館の方にも案内をしておりますが、市役所の中には様々な相談機関があり援護や生活保護に関する相談であるとか、子どもの相談とか女性の相談とかという相談の部分がたくさんありますので、そういったところに案内をさせていただいて、相談員さん同士が繋がっていくような関係づくりというのにも必要になってきますので、人権課から人権センターから来た案内を人権課だけで研修に参加するのではなく、市の内部の方にいろんなところに出させていただくような形で、相談にかかる者が関係ができていくような方向でということと案内をして参加を呼び掛けるとかということもさせていただいたりとかということ、館長会議の中から出てきたものが何か次に繋いでいけないかということも考えてはおります。</p>
<p>村林会長</p>	<p>館長会議に関してはその他で申し入れをさせていただきますが、今言われた部分でもう一つその時に答えていただければいいのですが、支所の役割がよく分からないのですよ。館長から上げられた部分を市が考えてとなったときに、支所の職員の方はどういう役割を果たすのかが分からないので、また後でお願いしたいと思います。</p> <p>では、事項（１）を終わらせてもらってもよろしいでしょうか。では、事項（２）の令和４年度 隣保館活動報告について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>平井次長</p>	<p>はい、市民部次長の平井でございます。</p> <p>それでは、事項（２）の令和４年度隣保館活動報告について、ご説明させていただきます。本項の資料につきましては、資料の７ページから８ページにつきましては各館市内１２館でございますけれども、活動を集約させていただいたものであり、各館のそれぞれの利用者数は、９ページから２０ページにそれぞれ各館毎に記載させていただいております。</p> <p>まず、７ページから８ページでございますが、基本事業については４分類になっております。相談事業、それから啓発広報事業、教養文化講座、そして自主的組織活動事業というところでございます。特に相談事業につきましては、人権相談でありますとか、高齢者の健康不安、子どもの不登校や生活保護や介護保険などが主な内</p>

容でありまして、それにつきましては関係機関と連携しそれぞれの支援などの対応を行ったものでございます。

また、啓発広報事業につきましては先ほどお話に出ましたが、館だよりの発行であったり、それぞれの学習会、教養文化講座につきましては華道やカラオケ、料理教室等、それぞれ地域のニーズに応じた教室を。そして自主的組織活動事業については、自治会や老人会の活動の支援を行ったものでございます。7ページから8ページについては以上でございます、それから9ページ目はその数値でございます。

あとですね、資料の21ページをお願いします。21ページ以降は各館の活動内容を、交流事業・連携事業・特色事業に分けて、それぞれ表記させていただいております。

まず、21ページから24ページの交流事業につきましては、各種団体との交流を図ることで、隣保館の活動をそのものを広く知ってもらうためのものでございまして、小中学校或いは地域住民の皆様方、地域の団体の方々等との交流を深めたものでございます。

次に、25から32ページの連携事業でございます。連携事業については地区の関係団体の皆様方等と共同で、人権啓発講演会、各種学習会などを開催し、その啓発に努めたものでございます。

最後に33ページから35ページは特色事業でございます。特色事業については、各館が独自に取り組んでいる事業でして、各館がそれぞれ地域のニーズにあわせた各種サービス事業や地域学習会などを実施しているものでございます。

全体としまして令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、フェスティバルや学習会など一部の事業につきましては、どうしても規模の縮小や中止を余儀なくされましたが、令和3年度と比べて、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限が少なくなったところでございまして、重症化リスクが低減したことなどから、利用者数については、全体で延べ44,741名のご利用で、令和3年度と比較しても人数では9,506名の増となりまして、令和3年度と比べまして少しずつ事業そのものが以前に比べて戻ってきてるところになっているかと思えます。

以上簡単ではございますが、令和4年度の事業の説明でございます。

村林会長

ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、ご質問等ございましたら、お願いします。

	<p>先ほど福田委員が言われたのは、こういう形で全部出されたとしても、どこで何をしているということではいけないので、例えば方針の中にある事業に対する評価であるとかというふうに、何らかのまとめ方をしていただけると、この場で議論しやすいのではないかとということだと思っております。</p>
前川委員	<p>すみません。例えば「市民意識調査結果及び人権三法を踏まえた人権施策の更なる推進」という方針があるわけなのですが、それについて津市としては、隣保館事業の中で出来たのか出来なかったのか課題は何なのか。どういう形で計画して働きかけたのか何も見えないので、自分らとして意見の言いようがない。個々の事業がこうなりましたというだけでは、私らの意見としては「その隣保館が一生懸命努力してもらえたのだな」と。それはそれで評価します。ですが津市の事業として、津市の隣保館の総括として、どんな成果があってどんな課題がある。そこをきちんとした形で提案してもらわないと意見の出しようがない。そうしないと、次の年に何をしていったらいいのかというのが隣保館任せやないかと自分らは思ってしまいます。津市としてどうしたいのか、どうしないといけないのかというのが何も無いから、隣保館が独自で考えたものをそれを追認していったらいいじゃないかという捉え方でしか人権課はしてないのかと思ってしまうのですよ。そこをきちんと提示していただきたいと思います。</p>
平井次長	<p>ありがとうございます。確かに仰る通りかと思いますが、それにつきましてはそれぞれ資料をもう少しきちんと考えた上で、委員の皆様方がご審議賜れるように工夫をさせていただきたいと思っております。ご意見としてはよく分かりました。ありがとうございます。</p>
村林会長	<p>少し乱暴な言い方になりますけれども、本来すべきところ、例えば市がすべきことを支所或いは隣保館に直接業務の内容を振ってしまっていて、まとめ方もそこでまとめなさいみたいにされると、仕事量は増えているけれども結局は使える形にはなりにくいと思うので、もう少し整理していただくとありがたいと思っております。よろしくお願ひします。</p>
平井次長	<p>ありがとうございます。</p>
村林会長	<p>よろしいですか。なければ事項（２）については、終わらせていただきます。</p>

<p>平井次長</p>	<p>続きまして事項（３）の令和５年度隣保館事業計画について、事務局の説明を求めます。</p> <p>ありがとうございます。それでは、令和５年度隣保館事業計画について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>先ほど運営方針の話が出ましたので、今日手元にお配りさせていただきました運営方針につきましてのご説明については、恐れ入りますが割愛させていただきます。資料の内容からご説明させていただきたいと思います。</p> <p>資料につきましては、まず５５、５６ページでございます。各館の隣保館事業計画につきましては、それぞれ各館の運営委員会の方で審議されているものと思いますが、その計画により各隣保館は地域の福祉の向上や、人権啓発の住民交流の拠点となる地域コミュニティ施設として、各種講座や相談業務等を実施しながら、人権・同和問題の解決に向けて、それぞれの地域の実情に応じた内容の事業を実施して参ります。この５５、５６ページの計画に基づく、個々の事業内容につきましては、その一部にはなりますが、資料の３６ページから５４ページに記載をさせていただいております。特に３６ページから５４ページにつきましては、事業の分類を行っており、令和５年度からは事業の内容の基準というものを整理させていただきます。一つ目としては地域団体や関係団体等との交流事業を「交流・連携事業」と、地域住民の方々や広く市民を対象とした人権教育、啓発、広報等の事業につきましては「啓発事業」、地域福祉の推進に関する事業等、地域の実情に応じた事業につきましては「各館の特色ある事業」として分類をさせていただいております。</p> <p>それぞれの事業の内容につきましては、私共人権課と各総合支所の方から個別にご説明させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。まず最初に、津地域の櫛形市民館、中央市民館、長谷山市民館及び雲出市民館の４館についての令和５年度の事業につきましては説明を今からさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局（岸岡）</p>	<p>津地域の隣保館の事業計画についてということで、５５ページをご覧くださいませようお願いいたします。</p> <p>まず櫛形市民館でございますが、地域住民の福祉とコミュニケーションの向上のために生け花講座、茶道教室、カラオケ教室、手話教室等の各種講座や講座生の作品の展示等の文化祭を開催、そして生活福祉や行政等に関する相談を受けていきます。また、地域の状</p>

況は高齢者が多くなってきているという実情がございますので、地域交流事業として令和5年度はアコーディオンコンサートと寄せ植え教室、健康づくり教室等を実施する等、開かれた市民館としての活動を進めてまいります。また、児童生徒の人権教育に関して情報交流を通じて人権啓発を推進していくために西郊中学校、楡形小学校と連携して、人権フェスティバルの開催を予定しています。

続いて津市中央市民館でございますが、福祉の向上や人権啓発のための各種事業として相談業務、茶道教室、陶芸教室、手芸教室等の文化教養講座を開催し、人と人との出会いを大切に、館利用者とのコミュニケーションを図り、老人会、子ども会等の自主的組織活動の促進と青少年健全育成に努め、さらに地域に密着した活動を促進すべきコミュニケーションセンターとして人権課題の解決を図ります。また、高齢者や少子化に伴う地域団体の活動減による館の来場者が減少しているというところもありまして、市民館だよりの発行や普段からの声かけを通して地域のニーズを把握し、一人でも多くの方に市民館を利用していただけよう取り組みます。

続いて、津市長谷山市民館でございますが、市民館を福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターと位置づけ、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する総合的な事業を推進するとともに、地域及びその周辺地域の住民に対し、国民的課題としての人権・同和問題に対する理解を深める活動を行い、地域住民の生活、社会的・経済的・文化的改善向上を図るべく、隣保館事業を推進していきます。長谷山市民館につきましては、相談件数が非常に少ないということもございまして、習字教室やレクダンス教室、パソコン教室、茶道教室等の講座、伊勢型紙、老人体操や手芸等の同好会の参加者への声かけや、各種相談していただけるような相談案内を館だよりに掲載し、それを各戸へ配布することによって、隣保館の利用促進に努めていきます。

続いて、津市雲出市民館でございますが、生活、教育、福祉などさまざまな相談を受けていきます。相談内容の分析を行い、相談の中にある人権課題を小中学校などの関係諸機関等と密に連携をとって共有し、解決に繋げていきます。現在来館していただいている方のニーズも的確に把握し、可能な対応や対策を行い、住民が気軽に立ち寄れるような雰囲気づくりに努めてまいります。生け花、茶道、カラオケ等の各種講座を開催するとともに、地域交流の促進や生活及び健康に役立つ知識の習得を目的とした、毎月の地域交流事業や年1回の文化祭（例年11月上旬）を実施し、住民交流の促進に努めてまいります。市民館だよりを毎月発行して、市民館活動を広く周知するとともに人権啓発につながる内容も掲載するなど種々

	<p>の情報を提供いたします。人権課題解決のために、人権教育課などとの共催で、部落問題を始めとする人権講演会等を開催するなど、差別意識の解消に取り組みます。地域学習・活動を通じて、小学生・中学生の人権学習を実施していきます。また、文化・教養講座などにおいて、参加者の高齢化や体調不良等の理由により参加者が減少していることから、参加しやすい、また魅力ある教室を開催する工夫など研究をまいります。</p> <p>以上が、津市4館の事業計画でございます。</p>
平井次長	<p>続きまして、久居総合支所の方からご説明をさせていただきます。</p>
久居総合支所 末石	<p>続きまして、久居総合支所生活課の方から、久居地域は3館の隣保館がございますが、資料の55ページから56ページの久居北口市民館、榊原市民館、久居北口文化会館の事業計画が上がっておりますので、詳細を説明させていただきます。</p> <p>まず交流連携事業ということで、資料の37、38ページをご覧ください。久居地域の方では、北口市民館において部落解放と平和のための会議として、部落問題の入門教室ということで、基礎知識や差別の現実について学び合う入門講座という形で実施の方をしていきます。また、中学校と共同連携し、学校人権教育の推進を図っていきます。また、津人教久居支部と連携し人権啓発を推進していきます。</p> <p>続いて、啓発事業につきましては41、42ページをご覧ください。北口市民館の方では、人権講座と称して年4回、部落問題についての知識、差別の現実、歴史の方を学んでいきます。参考として、令和4年度には人権パネル展と称しまして、水平社の創立100周年ということで、それにかかるパネル展示会の方を開催しました。5年度以降についても何かそういった形で、別の展示等ができればと思っております。北口文化会館の方では、人権啓発ビデオ学習会という形で、人権に対する意識と知識を高めることを目的に開催していきます。人権学習としては人権センターとかに赴きまして、講義や施設の見学を実施して、人権学習を進めていきます。榊原市民館の方では、他の2館と同じように、館だよりの発行を行い、地域への啓発の充実を図っていきます。</p> <p>各館の特色ある事業については、50、51ページをご覧ください。北口市民館の方では、デイサービス事業、高齢者健康教室、健康福祉相談、子ども支援活動の方を行っていますが、特に子どもが必要なときに助けを求めたり、相談する場所づくりに取り組んでい</p>

<p>平井次長</p>	<p>きます。榊原市民館の方では、憩いの集いと称しまして、年3回、高齢者に対して健康に関する講座の方を実施していきます。北口文化会館の方ではデイサービス事業として、健康器具の利用はもちろんですが、給食サービスというのを月1回実施しています。元気づくり教室と称して、健康管理・健康維持のために知識を学ぶ場を提供していきます。</p> <p>総括として、改善問題として、相談事業の充実、それから関係部局や団体とも連携をさらに図っていく必要があると考え推進の方をしていきます。説明は以上です。</p> <p>続きますして、芸濃総合支所の方からご説明を申し上げます。</p>
<p>芸濃総合支所 駒田</p>	<p>芸濃総合支所地域振興課でございます。56ページにあります、1234のところの中を見ていただく形でご説明させていただきます。</p> <p>一つ目の相談事業についてです。日常での相談活動を通じまして、地域住民の方々の様々な課題を把握して、必要であれば専門の知識を有する機関への取次ぎを実施するなど、迅速かつ的確な対応を行うよう、引き続き努めていきます。昨年の相談件数は、6ページにもあります通り140件になりまして、学校教員の方からの人権教育の進め方等も含まれております。</p> <p>二つ目、雲林院社会教育推進委員会との連携についてです。今年度の人権フィールドワークにつきましましては、明後日の29日に実施となっております。大阪市住吉区のあさか会を訪ねることになっております。人権講演会につきましましては、今年度も開催を予定しております。人権ネットワークに関しては市民人権講座として実施、委員会も含めて、合計7回の開催を計画しており、その内3回は5月6月と、今月の3日に開催済みとなっております。</p> <p>三つ目、会館だよりの発行についてです。発行回数は年6回以上としておりまして、雲林院福社会館の事業の紹介や事業予定を広く地域に広報しております。また、誌面の余白を利用して雲林院地区の歴史を系統的に掲載するなど工夫をさせていただいております。また、人権啓発の事業の案内については会館だよりでを行い、内容の紹介については雲林院社会教育推進委員会の広報誌である「あすなろ」で行わせていただいております。</p> <p>四つ目の文化教養講座についてです。6ページに記載されています通り、音楽講座、編物講座、カラオケ講座、パン・お菓子作り講座・三味線講座の5講座を実施しています。各講座ともそれぞれ愛好する人が集まり、かなり中止になることも少なくなり、毎月開催</p>

<p>平井次長</p>	<p>されておりますけども、コロナを機に離れた方も多数いらっしゃる と聞いておりますので、その方をどう呼び戻すかということも今年 度の課題と考えております。</p> <p>雲林院福祉会館の事業計画につきましては以上でございます。</p> <p>続きまして、美里総合支所からご説明を申し上げます。</p>
<p>美里総合支 所 西出</p>	<p>美里総合支所でございます。津市中野文化会館の事業計画といた しましては、コミュニティセンターの隣保館として各講座をはじ め、諸行事において、地域交流を中心とした人権福祉のまちづくり の強化を図るとしております。また、地域の福祉センターとしての 役割ももっておりますので、関係諸団体との一層の連携を図りなが ら各種事業の推進を図ってまいります。</p> <p>今年度といたしまして、連携事業といたしまして、地域の方々と 小中学生とのふれあいの場を今年度も実施をしていく予定がござい ます。また、地域で青年の人権サークル等の組織もござい ますので、そういう方々が中心となって地域の方々、小学生中学生とも含 めて、例年ですと夏祭りを実施していましたが、今年度11月ごろ に人権の祭りという形で地域を巻き込んで開催していく予定となっ ております。</p> <p>啓発事業といたしましては例年通り継続をしておりますが、館だ よりの発行を行い、啓発等を行っております。</p> <p>特色ある事業といたしましては、これも例年通りではござい ますが、旬の食材を取り入れたデイサービス事業を月2回、5月から3 月まで行っております。この中で、午後から人権講演会に行くであ ったり、市の保健師を招いて健康相談を行っております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>平井次長</p>	<p>続きまして、一志総合支所の方からご説明をさせていただきます。</p>
<p>川合文化会 館 西本</p>	<p>失礼いたします。一志総合支所地域振興課です。担当がちょっと 体調が悪く参加出来ませんでしたので、代理で出席させていただい ております。西本と申します。</p> <p>川合文化会館につきましては56ページに概要が書いてございま す。人権啓発・住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンタ ーとして地域に密着した各種事業を実施するという考えさせ ていただいております。</p>

先ほど議論になっております相談事業の充実の部分につきまして、地域の方々から安心して訪問していただけるような館づくりをどうしていったらいいのだろうかということ今年を課題として考えております。子どもさんたちについても一志東小学校の3年生の子どもたちが館を訪問してくれたりしておりますので、子どもたちとの交流ということであいさつ運動ということも始めているところ

です。
生活相談および健康相談員による地域の巡回ということも、更に充実していきたいと考えております。

今年の文化祭の開催につきましても、昨年度までは講座の発表と
いいますか展示が主でしたが、従来の形に少しでも近づけていこう
と考えているところです。地域の皆さんも、令和3年度は216名
の方が文化祭にお越しいただきました。令和4年度は344人とい
うことで、新型コロナの蔓延する前の平成の時代は400人500
人700人という地域の方々がお越しいただいていることから、
横のつながりが非常に大切だなと考えております。文化祭に来て
いただくことで、地域の皆さんが川合文化会館も安心して訪問し
ていただける場所という、そんな提供ができるのかなと思ってお
ります。独居老人の方、老々介護、今日本全体を大きく抱える問題で
ございますが、横のつながりが非常に大切になってくるのかなとい
うところからも、こういう地域に開かれたコミュニティセンターとい
うところも大事になってくるかなと思っています。

4番目の関係団体への支援協力というところで、ハンサネットと
いう団体、それから一志町の津人教の一志支部との連携というこ
ともございます。人権バンドの「びりーぶ」の講演も波瀬地域であ
ったり一志西小学校区であったり、今年度は計画をしているところ
です。先ほども県外研修に行かれるというところで、一志の方でも偶
然同じですけども、大阪の住吉のあさか会へ訪問させていただ
いて、地域づくりということについて研修をしていったところでござ
います。

今年度はもう一つ、ミニデイサービスということで高齢の方
を対象に、数時間ですが来ていただいて交流をする場所を設けてお
ります。高齢の方々は徒歩でのご来館になったりするものですから、
中々来ていただけないところもありまして、こちらから出向いてい
こうということでミニデイサービスのアウトリーチ型ということ
を今計画をして、地域の自治会長さんと今相談を進めているところ
です。

一志は以上です。

平井次長	<p>続きまして、白山総合支所の方からご説明をさせていただきます。</p>
白山総合支所 大橋	<p>失礼いたします。白山総合支所地域振興課白山市民会館の大橋と申します。</p>
	<p>56ページの事業計画ですが、「福祉と人権のまちづくりの拠点施設」として機能を充実させ、人権・同和問題の解決に向けたコミュニティセンターとしての活動を推進していきます。中身については事業別にご説明をさせていただきます。</p>
	<p>交流・連携事業についてですが、39ページをお願いします。人権学習交流会では、地域の団体との交流を通じて、仲間の大切さや人権意識の向上を図ります。白山町の人権教育をつなぐ会では、実際の子どもたちのすがたにこだわって、実践教育を行います。</p>
	<p>啓発事業についてですが、47ページをお願いします。各種講演会、人権講座、職員研修会等の開催による啓発活動に努め、津市広報には「白山市民会館だより」として、市民会館における活動報告や館からのお知らせ等を含め、隣保館としての役割等を分かりやすく説明し、事業促進につながるよう思いを込めて年間6回発行します。</p>
	<p>各館の特色ある事業についてですが、54ページをお願いします。地域の小中高生や各団体と協力し、それぞれ学習会等の人権活動の成果発表の場として人権フェスティバルを行います。夏休みキッズ学習支援プロジェクトについては、コロナ禍の3年間ほど中止をしておりましたが、今年度は8月21日月曜日から25日金曜日の期間で開催を予定しております。学習支援に加え、給食提供も復活させる予定でおります。令和4年度の事業ではまだまだコロナ禍の影響もあり、縮小や中止となった行事が多くありました。参加者も伸び悩んだ状況でした。特に相談事業においては、交通手段を持たない高齢者の足が年々遠のき、事業の停滞につながったことから、令和5年度に向けてはアウトリーチを意識し、関係機関と連携しながら、家庭訪問の機会を増やす等して、地域福祉の担い手としての機能を発揮したいと考えております。以上です。</p>
平井次長	<p>最後に、美杉総合支所の方からご説明をさせていただきます。</p>
美杉総合支所 前田	<p>失礼いたします。津市美杉人権センターの前田と申します。津市美杉人権センターの事業計画をご説明させていただきます。</p>
	<p>まず、人権課題全般の解決を資するために地区内外のニーズを把握し、周辺地域または学校区などにおいて地域の特性を活かし、福</p>

祉と人権のまちづくりを提言していく拠点施設として運営を図ります。皆さんご存知の通り、美杉地域というのは他の地域より少子化・高齢化が進んでいる過疎地域でございます。人口が少ないことは課題ではあるのですが、その分住民ひとりひとり生活の細かいところまで気を配れるという捉え方もできると思います。地域全体の人権啓発を進めるだけではなく、小さな悩みや相談事についても解決を目指すことで、全ての人が安心して暮らせる地域づくりを進めております。

1番、館等において生活相談を実施し、福祉と人権のまちづくりの拠点施設としての機能を充実させます。生活相談業務においては職員が各地域へ定期的な家庭訪問を館だよりの配布を兼ねて実施し、特に高齢者、単身世帯の生活課題に沿った対応を図ります。中々、市民の方が館に来て相談されるというのはハードルが高いと伺っております。各戸訪問をすることによりまして、話しやすい環境づくり、個人や地域の課題等を解決を図ろうとすることに努めております。

2番、館等において、「各種講座」及び「交流事業」を開催し、住民の健康増進や文化教養を高めるとともに、地域住民の交流の拠点施設としての機能を図ります。交流事業については、これまでパターゴルフ大会とかグラウンドゴルフ大会等を開催しましたが、パターゴルフ大会よりもグラウンドゴルフ大会の方が参加者が圧倒的に多いため、これは競技ではなく交流を目的とした事業でありますので、本年度は2回とも比較的参加者が多いグラウンドゴルフ大会を開催する予定でおります。

3番目、講座生などを対象にした人権学習会、町内7地区での人権学習会を開催し、人権問題全般に関しての住民の意識の向上を図ります。講座生を対象にした人権学習会では、やはり中々田舎の高齢者が多い地域で、特に性的マイノリティとか同和問題、そういった問題に対する皆さんの避ける意識というのがあると感じられます。ただ、そういうところを重ねて啓発や学習をしていただかないと問題というのは解決していきませんので、人権学習会では、あえて弱いと思われる部分を中心に何回もくどいほど取り組んでおります。

4番目、小・中学校及び市民を対象に人権作品の募集及び展示を行い、地域住民への啓発活動を行います。子どもたちから出していただいた作品の中から優秀作品を選定しまして、それを啓発ポスターにして地域の施設に掲示したり、入選作品を「美杉人権を考える集い」というイベントがあるのですが、その会場に展示したりして啓発を図っております。中々子どもも少ない美杉で子どもがこれだ

	<p>け頑張っているというのを大人に見せることで、大人の啓発も図っていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
平井次長	<p>以上が各館での今年度の事業の説明でございました。</p> <p>今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともございまして、昨年度よりは事業の縮小や中止になることが減少すると思います、その中で事業計画に沿って、全ての事業が実施できるように進めていくことで、各隣保館が人権啓発の住民交流の拠点となる、地域のコミュニティ施設として機能していけるように取り組んでまいります。</p> <p>説明としては以上でございます。</p>
村林会長	<p>ありがとうございました。説明はお聞きのとおりですが、この事業計画は、各館の運営委員会で審議されていますことから、隣保館事業としての方向性などのご意見が伺えたらと思いますので、皆さんよろしくをお願いします。</p> <p>ただ、先ほどからも具体的な方向性に関してということは何人かからご意見いただいているのですが、他にございますでしょうか。</p> <p>ないようですので、事項（3）については、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、「3 その他」でございます。「①前回の審議会での課題」の「1）審議会の出席者について」、事務局から何か付け足すことがあればお願いします。</p>
平井次長	<p>特に付け足すことというのはございませんので、先ほど説明させていただきましたし、ご意見賜りましたように、次回以降この部分につきましては館長のご出席も含めまして、それぞれ事務局内での調整と会長・副会長さんともご相談させていただいて、次の会議に備えたいと思っています。</p>
村林会長	<p>よろしいでしょうか。福田委員。</p>
福田委員	<p>外すって言葉は語弊があるのですが、改革して館長をこの場所にお呼びしないというふうにされたわけですけども、そもそもどういう不都合があったのでしょうか。どういう経緯でそういう流れになっていったのでしょうか。</p>

平井次長	<p>不都合ということでは全然ございません。審議会という場でいただいた意見というのは、当然のことながら私ども人権課や総合支所へ。総合支所は各館を所管しておりますので、そこはしっかりと聞き取った上で、各館と連携しながら三者がしっかりと隣保館運営について取り組んでいくという部分の中で、やはりそこをきちっとお聞きするのが改めて私ども人権課でありますとか、所管する総合支所が受け取った上でちゃんと館と連携することが重要だと考えましたので、そういった形になったということでございます。そこは前回からご意見を頂戴しているところでございますので、そういった部分については改めてご意見を頂戴して見直していくということになっていくと思います。</p>
福田委員	<p>館長が出席しない・するはさておいて、変えられたという理由が絶対あるわけじゃないですか。その理由が聞きたいと思ったのですが。だってここでの審議は直接聞いてもらったら情報伝達手段としては要らない訳ですし。</p>
平井次長	<p>確かに仰る通りではございますが。</p>
福田委員	<p>そのあたりは発端は何だったのかなと。</p>
平井次長	<p>逆に総合支所が出ていなかったというか、前回、私どもと館の館長が出席させていただいたのですが、その間に総合支所がそれまで出席させていただいておりませんでした。あくまでも隣保館各館を所管するまず一つのステップは総合支所ですので、総合支所がしっかりと皆さまのご意見を聞かせていただくということは、そもそも一つの組織としてというか考え方としては重要であるというところから、そこでちゃんと館を所管する総合支所がしっかりと受け止めた上で、館と連携していくことが重要であると考えておりましたので、館長は出席しなくていいということではなく、私どもと総合支所とのあり方とか、そういったものをちゃんと理解した上で、もっと責任を持ってという言い方が正しいか分かりませんが、館として運営していくにあたっては総合支所がもっとしっかりと館と連携していくという中で、今回の審議会でのご意見等はしっかりと総合支所が受け止めるということを踏まえた上で、支所の出席ということになった訳でございます。先ほど仰られたように、直接館に対してということでしたら館長に仰っていただくというのが一番早いと思いますし、それは逆に運営委員会さんの方からも仰っていただくの</p>

<p>福田委員</p>	<p>も可能だと思います。そこは色々と考えた上でこういう形になったということでございます。</p> <p>総合支所の方が出席いただくというのは有り難い話だなと思います。中々、それぞれの支所での隣保館の位置づけて結構心理的に距離が遠いのですよね。幸い白山町は総合支所の中にありますので、そういう物理的な距離は無いのですが、それぞれの館は離れたところにあるので、総合支所の方々も同和行政の一端として、テリトリーに入っているかどうかというのが疑問に感じていますので、総合支所の方がご出席いただくというのは有り難い話だなと思います。それはよく分かりました。</p> <p>ただ、物理的に狭いとか広いとかという話もあって、単なるそれだけの話なのかなって。私の考えで館長さんもおっしゃっていて、例えば今事業報告なり計画をいつも提示していただくわけですけども、このことについてお聞きしたいときには、実際に事業実施にあたっていただいている館長が一番事情をよく分かっていると思いますので、即回答を願うわけですけども。</p> <p>とにかくどんな不都合があったのかなとちょっと疑問に思っていましたので。よく分かりました。</p>
<p>平井次長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>それでは、1) 審議会の出席者について」は、終わらせていただきます。</p> <p>続きまして「2) 隣保館の修繕について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>平井次長</p>	<p>それでは、「2) 隣保館の修繕について」、ご説明いたします。前回の会議では修繕のところについてご意見は賜ったところでございます。たしかに築50年に近い館もある中で、かなりそれぞれの館の影響力というものがあるということは承知しておるところでございます。その中で、予定している施設の修繕であるとか、必要な修繕につきましては各館、総合支所、そして私どもがしっかりと連携しながら出来るだけ早く取り組みを進めていきたいと考えておりますので、それぞれのご意見をまた賜りながらしっかりと要望していきたいと思っておりますのでございます。具体的にこうしますあしますというのは、今この時点で申し上げることは難しいのですが、しっかりと受け止めた上で、その上で努力をさせていただきます。</p>

	<p>すというところで、ご説明をさせていただくというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>村林会長</p>	<p>よろしいでしょうか。それでは、「2) 隣保館の修繕について」は、終わらせていただき、「3) 館長会議について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>平井次長</p>	<p>それでは「3) 館長会議について」でございます。</p> <p>この件は、前回会議の方では触れていただいたところではございます。先ほど、福田委員も仰っていただいたように、館長さんのあり方、或いは館長さんがここへ出席されないという部分を含めまして、館長会議につきましては前回の2月7日の審議会で、それ以降まだ館長会議は開催しておりません。この審議会の終わりにすぐ改めて館長会議を招集させていただきたいと思っております。その中で館長会議につきましては、今回のような審議会の中で頂戴いただいたご意見やご要望等をしっかりと共有させていただきまして、人権課、それから総合支所、そして各館が連携して取り組むべきということをしかりと共有すべきと。そして各館の課題はそれぞれ違うと思っておりますが、そういったものを共有した上でそれぞれが各館で意見交換をさせていただいたりとか、各館の運営委員会の皆様と連携を図ること、或いは運営にあたってしっかりとその部分を重視した上で取り組んでいただきたいということ等を共有させていただきたいところでございます。</p> <p>また館長会議の内容につきましては、改めてこの審議会の場では報告をさせていただきたいと思っております。特に館長会議につきましては、日ごろから運営委員会を始めまして、自治会の皆様方、地域の方々としかりと協力をしながら運営にあたっていただくことで、そこを館として取り組んでいただきたいということをご共有させていただいておりますので、それぞれ委員の皆様につきましては、恐れ入りますがご指導、そしてご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>村林会長</p>	<p>ありがとうございます。説明はお聞きのとおりですが、ご質問等がございましたら、お願いします。</p>
<p>福田委員</p>	<p>しつこいようですけども、館長さん方はここに出席することについてはどんなふうにお考えなのでしょうか。なんで出席したらいけないのかっていう話は出なかったのでしょうか。</p>

平井次長	<p>そういうことではないと思うのですが、この形で進めるということは館長さん方にもご了解をいただいた上ですので。ただ、ご意見をいただいているということは、当然館長さんには前回の会議を踏まえて支所の方から伝わってる筈ですので、そこは館長さんの中でもご意見として承っていることを把握しており、そういうふうに思っているというふうに思っています。</p>
福田委員	<p>形ですけども、ここへ出ていただいて館長さん方は随分苦痛だったと私は思ってるのですよね。発言権がないわけではないのですが、我々フラットに議論ができなかったという側面もあってですね。ここだけでは分からない部分を館長さん方に質問したりみたいな形でしたよね、あれではちょっとしんどいかなという感じはしないでもなかったのですが、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
平井次長	<p>確かに館長さん方一人ひとりにどうだったかというところまでは聞き取っていないというのは事実でして、それについてはどう考えていくか。ただ、館長さんがここに出席させていただくことによって、当然プラスになると思っておりますので、そこについては館長さんと改めて館長会議の中で、本日もいただいたご意見もございますので、しっかりと議論させていただいて、次に繋いでいきたいと思えますし、もしよろしければそれぞれの運営委員会の方にも発言を賜った上で、館長さんのご意見を聞いていただくのも一つかなと思えますので、よろしくお願いします。</p>
南条部長	<p>総合支所の職員も人権担当ですので、自分の地域の館の方向性であるとかっていうのは、総合支所の職員も知っていて当たり前というふうに思えますし、今言われたことが館長しか答えられないのではなく、総合支所の職員であったり津地域であれば人権課の職員がこの館の今回の計画はこうなんですよっていう形をこちらとしてはあげさせていただきたいと思っていたわけですが。ですので、館長を外したというわけではなく、人権担当の職員がもっと館の在り方について共有して、計画をどのようにあげるってというような責任を持って答えられる関係でありたいなというふうに思っていたところです。</p>
福田委員	<p>そのことについて私は大いに賛成で、もっと幅広く自分のものにしていただきたいという思いを持っておりましたので。ただ、館長さんとしてどうなんだろうかと。ここへ出席しない代わりというわ</p>

	<p>けではあるのかどうか分かりませんが、館長会議というのは今までしてこなかったのですよね。ずっとあったのですか。</p>
平井次長	<p>はい、年2回程。ちょっとコロナで2年くらい止まっていた時期もありましたが、去年は2回させていただきます。</p>
金子委員	<p>いいですか。</p>
村林会長	<p>はい、どうぞ。</p>
金子委員	<p>先ほど彼が言いましたが、それ例えば北口の館長に聞いたか。あなたはどうか、どういうふうに思っていますか。聞いてか。</p>
平井次長	<p>それは聞いてないです。全部の館長さんには聞いてないです。</p>
金子委員	<p>そうだろう。なんでそう思うって、あんたら勝手に自分で思っていること言っているの。あんたらが誤魔化してばかりじゃないか。こっちはしっかり聞いているよ。あちこち聞いているの。なのに、なんでそんなこと言っているの。嘘ばかり言って。そんな人間ばかりだから何も考えてないの。給料貰ったらそれでいいと思ってる。よく考えろよ。切羽詰まるとのこといっぱいあるよ。例えば失礼なこと言うけど、久居の総合支所に代わってきた生活課の課長でも、こちらが出向いたらいなかったの。だから金子が来たから連絡くれてって言うておいたんです。この間課長が運営委員会に来たんで話したの。下向いて何も答えなかったわ。なんで連絡してくれなかったのかって言っても何も言わない。ただ下向いてるだけ。そんな人事なの、適材適所じゃないわけ。もう逃げてばかりなの、こういううちの問題からは。何でかって言ったら関わりたくないの。皆そうなの。うちをそういう目で見てるから。なるべく遠ざかりたい。本庁へ行くと、大抵の偉いさん、部長や次長さんはまず下向く。なんで下向くの、お前、嫌だから下向いてるんだろって言ったら、いやそんなことないですよって。何で下向いたんだって聞いたら、全然気づきませんでしたのでと。何言ってるんだ。そんなことばかり。何でかって言ったら、はっきり言って自治会問題あったでしょ。あの件でこっちはしっかり言ったことがある。ここで敢えて名前を出すのも可哀想だから出さないけども。これは全部私の責任ですといった人間が異動してしまったからそこに行って怒ったよ。お前、全部自分の責任って言ったならあの問題ちゃんとしろ、同和問題でもそ</p>

	<p>うじゃないか。あれだけうちの税金を余分に使ったのだから。自分の責任だったらしっかりやれよ。それは私が勝手にできる話ではないって言ってきた。何を言ってるんだ、自分の責任だったって言ったじゃないかってこっちは言ったの。私が全部決めたって言ったのに。そんな逃げ方ばかり。だから今あんたらが言ってることと一緒になの。何を言ってるんだ。そんなことばかり。</p>
南条部長	<p>8月に館長会議をさせていただきますので、その時に館長の方からご意見をお聞きしますし、また総合支所の...</p>
金子委員	<p>ただな、申し訳ないけど圧力かけるような聞き方はするなよ。これから頼むに。それだと自分らがまたはぶけにされるとか、そういう目に遭うと敵わない。そう思うじゃない。市長に反論するとやっぱりいじめられるからな。だからそれは敵わんわけさ、みんな。だけど内部統制室の問題もそうだけでも、4階へわざわざ移して。ちょっと行ったときは内部統制室は怖いところだと思った。殆どの人間は怖がるよ。そして部長や次長や課長に聞いてみたら、とても行けるところじゃありません、一回も行ったことありませんと。あれは市長の親衛隊。俺らはそう思ってる。そうだからダメなの。賢い人かもしれんよ。けども津市のことを考えてもらわないと。だから賢い人もいれば弱い人もいるから世の中成り立ってるわけですよ。建設作業員もいるから家が作れるの、ビルもできるの。だから考える人ばかりではダメなの。そういうことを考えてもらわないと。次長が言った言葉は普通に聞けば上手く喋ってる。けど口先だけの話ばかりを聞いているだけ。こっちは直に嫌なこと言われてもへっちゃらなの。ちゃんと税金も払ってるし、別にいいの。だから嫌なことでもちゃんと聞く。そうしないといけないから。これは本当に皆さん、わいわい言ってるのは数人だけど、本当に思ってることちゃんとと言わないと。そうしないとちっとも変わらないよ。岡山委員のところでもそうだけでも可哀想に。一志なんて何にもしてもらえないよね。もうびっくりするよ。南条さん、例えば彼のところの事務所を南に突き当たっていくと、当然線路へ行くよね。線路渡るのに普通は向こう側に道があって、信号があるのが普通やけど、とても危ないわけですよ。白山も同じところあるよ。あんなところでも言ってもちっとも直そうとしない。言っとくけど、事故が起ってしまったら終わりよ。うちのとこみたいに。一回人が死んでしまったんだから。危ないから早く直してあげろよって何回も言った。予算があるから議会にかけないといけないですって。それは分かる。けども人が死んだんだから。池の横の土手の細い道を通る</p>

から滑り落ちしてしまったの。それから2か月の内に今度はまた2人死んだ。誰が責任を持つ。だから怒りに行ったよ。前から言ったのにどうするの、死んだ人間はどう思うって言ったよ。そして、こちらが責任を負いますから、人に言わないでくださいって。なんだそれは。市長のところに行かないようにしている。そんな話ではだめだろ、だからまた2人も死んだんだろ滑り落ちて。そうやって責任を取ろうとしない。申し訳ないけど、さっきの総合支所のいろんな話聞かせてもらってても、あっそうかと思う程度でしょ。これはこうしないといけないと言われても実際が分からない、あんなの良いことばかり並べただけだ。実際何もしてあげていないじゃないか。道なんてガタガタ。美杉でもそうだし。美里も一志も直すところばかり。舗装なんて3年だぞ。道でもそうじゃないか。ちっとも直してあげてないじゃないか。彼らは言いたいこと多分いっぱいあると思う。言わないけど。言っても何もしないからだと思うけど、ちゃんとしないと。事故起こってからでは遅いよ。だから限られた予算だけでも、もっとこうしてほしいああしてほしいと思うところは市民はいっぱいあると思うの。こういうふうにやりたいことがあるのでやりますってあんたらが書いてあっても、それは直に聞いてやりますかって話。やれませんが言ってくさいってしてるだけじゃないの。誰でも希望は出すよ。でも実際はやってほしいの。地域懇談会でもうちらでも二割だけよ、たった。あれははっきり言って市長の選挙違反じゃないの。無茶苦茶よ。だからあんたら市長につかわれてるわけじゃないんだから、あんたらも大事な一票を持ってるんだからよく考えてよ。それから本当に津市のことを思って考えてくれないと。コストコ問題でもそうじゃないか。うちのところでも大きな問題になったよ。なんであんな千載一遇のチャンスを逃すの。亀山に持っていかれているじゃないか。なんでしないのか。考えられないことばかりだわ。だからよく考えてさ、あんたらも大事な一票を持ってるんだから本当に市民のことを考えて。自分の出世のことは横に置いておいてもらわないと。お願いしますよ。

村林会長

隣保館の活動の中で、支所の方がいろんなところで関わっていたいて参加もしていただけてますが、依然として支所の職員の参加はほとんどありません。これを言うと担当者に負担がかかってしまう気がするので、担当者の問題ではなく、もう少し市全体として支所に勤めている方も当然そうですし、そこに住んでみえる方も当然いるわけで、その方たちにももう少し意識を持って参加していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

岡山委員	ちょっと聞きたいのですが、人権講演会とかそういった学習会的なものがあると思うのですが、あった時って人権課が他の課の方にも何らかの形で呼びかけていただいていますか。
平井次長	啓発的なことですよね。
岡山委員	啓発的なことも、学習的なことも…。
平井次長	例えば文化会館でこんなことがあるので、他の課にも呼びかけをっていうことですよね。
岡山委員	人権課が中心になってもらわないといけないんだけど、他の課の方にも参加をしてくださってというような呼びかけというものはしていただいているのでしょうか。
平井次長	全体の掲示板をそれぞれ持ってますので、そこに向けて入力して、ここでこういうことがあります、と。そういうことはしますね。
岡山委員	入れるだけなのね。言葉ではお願いしたりはしないわけですね。
平井次長	いや、言葉で参加してください、ということは書いてあります。
岡山委員	そういう参加的なことはどうですか。本庁の方は。
平井次長	すみませんが、そこまで把握していません。誰が何人参加しているかってところまでは把握していません。
岡山委員	何が言いたいかというと、事務的な処理はおたくらい大学出てるだろうし誰でもできると思うんです。でも各支所に人権課があるわけじゃないですか。事務的な処理は出来るかもしれない。けどこちらから言わせてもらったら、そんなのどうでもいいの。部落差別というのは国民的課題なんだから、もうちょっと勉強してほしい。心が分からないから事務的な処理しかできずにいろんな問題が起きるの。そう思う。もっと誰が来てもいいように、皆が呼びかけてもらって、そういう講演会や学習的なことに参加してもらって、もうちょっと理解を深めていただきたいと思っています。言わせてもらいますけど、一志は全然知らないですよ。本人もそうだって言ってますよ。けどもそれなりにはしてくれてる。一回言ってやろうかと

	<p>思った時もあったけど、言ったらだめだなと思ってずっと辛抱しているんですけど。ちょっと程度が低いと思う。事務的な処理は、おたくら賢いんだから誰でもすると思うよ。でもそういう誰が来てもいいように、多少なりとも国民的課題と言われてることなんだから、皆がもっと学習的なことをしてほしいなと思います。そうじゃないと事務的な処理だけをしてもらってるだけになりますよ。今の話も全部そうだと思うんです。気持ちが分かってもらってないから分からない部分が大いに出てくると思っているので、そこをよろしくお願いします。</p> <p>村林会長 今言われたことで、部落問題を被差別部落だけの問題ではないってことを割と認識してもらっていない。だから、現実的に日常的に起こっている差別の事象を具体的に、本当は皆考えなければいけないのでしようけれども、中々そのことを出せないっていうのがあるのですけれども、日常的に起こっている場所というのは別に部落で起こっているわけではなく、街中のレストランであったりバス停であったりっていうところで差別発言があったりしてる部分っていうのは、そのことが出てこないから日常的にあるんですって言われていてもピンとこない人の方が多いということと同じように、せめてそのあたりは行政の方でしっかり掴んでいただいて、出せるものは地域に出していただけると皆で考えていけると思いますし、そのことが一番の啓発だと思いますので、是非よろしくお願ひいたします。</p>
<p>福田委員</p>	<p>一言よろしいでしょうか。</p> <p>部落問題を捉える時に、自分たちだけの問題ではないと会長が仰りましたが、部落民が差別されるために先に生まれてきたわけではないわけですね。加差別側の人間が極端な話全部消えたら部落差別は消えるのですよね。差別する側の問題ですよね。いじめを例にすると、いじめられる側に課題があるわけではないのですよね。いじめる側の課題なんですよ。そういう論理から言うと、部落民は頑張らなくていいんですよ。差別する側の心の問題ですよね。というふうに論理を展開していかないと、いつの間にか自分たちの問題というふうに捉えてしまって当事者が一体誰なのかとなった時に、当事者は差別する側に生まれた人側の課題なのですよ、実は。差別する側の論理とされる側の論理があると思うので、そのあたりの矛盾をきっちり整理していただきたいと思います。マジョリティである差別する側の人間にわざわざ頼んで生まれたわけではないでしょうけど、つまり部落外に生まれたということは、差別するという原罪が日本の国には作られていたのですよね。歴史的に。そのあたりをき</p>

	<p>ちんと踏まえてもらわないと。特に、事務局で同和行政をしていた だいていての方にとっては、この問題は可哀想な部落の人たちの問題 だとどこかで刷り込まれていたとしたらそれは間違いで、部落差別 の問題は絶対にする側の問題なんですよね。そのことだけ蛇足なが ら。</p>
岡山委員	<p>それに少し付け加えて、今仰っていただいたように、差別する側 の問題です。そうですが、我々は差別されない権利を使用する権利 があるわけです。その差別されない権利をここで主張しているだけ であって、あくまでも差別する側の問題だと思いますけど、差別さ れないという法の下での平等ということとしたら何で差別されるのか と。されないという権利を言っているだけです。そのあたりも よろしくお願いします。</p>
南条部長	<p>いろいろとご意見を聞かせていただきありがとうございます。</p> <p>先ほど言われましたマジョリティの話ですが、今マジョリティ特 権という話というのもよく出てくるわけですが、研修の中で新規採 用職員研修であるとか、2・3年目の研修だったり副主幹の研修と かいろんな研修があるのですが、その中に人権研修を入れさせてい ただくように積極的にさせていただきまして、その中で人権という ことに対して人権はする側に問題があるということで、それぞれや らせていただいているところです。いろいろな項目の研修の中で、主 幹級のものが研修の講師をさせていただいています。すごくよく 分かったとか人権研修が一番よかったという感想もいただしてい るところです。もっともっと研修の機会を増やしてまずは職員が人 権の意識を持てるような環境を作っていきたいと思っていますの で、どうぞよろしくお願いします。</p>
村林会長	<p>今仰っていただいたことの延長上で、隣保館とする啓発事業って 自分からすればあまり意味のないことですが、本来はそこが中心に なってと言われているので、雲林院ですけども隣保館だけではなく 隣保館から出て支所の会議室からしてもらって庁全体に呼び掛けら れるといった形でしていくようなことをしないと、本来の形を保て ないのです。ただそのことを行政の方々にも分かっていたいて、 隣保館で頑張れではなく、当然隣保館はする事業の中で或いは考え や意識を持ってしてはくれますけども、そのことを伝えていける場所を隣 保館以外の場所でどうやってしていくかは、隣保館ではもうできな いので、是非協力して考えていただきたいと思います。よろしくお 願いします。</p>

村林会長	すみません、時間が大分押してきましたのでこの件はこれでよろしいでしょうか。後その他で何かございますか。
前川委員	<p>一点だけよろしいでしょうか。人権施策基本方針がパブリックコメントが終わって改訂されるということで、この隣保館事業と人権施策基本方針の改定とどのような整合性がある、どのようなことを求められていくのかということについて、次回の時にははっきりした形で提案していただくとありがたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
平井次長	分かりました。
村林会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ないようですので、最後に、事務局何かありましたら、どうぞ。</p>
平井次長	<p>恐れ入ります。長時間のご審議ありがとうございました。</p> <p>事務局の方から次回の件につきましてご説明させていただきます。次回ですが昨年度もそうですが、2月が大体会議の開催時期でございますので、年度末にはなりますが2月の開催時期までに調整をしながら開催を進めていくと思っております。また改めてご連絡させていただきます。その時に、今回いただきましたご意見等を踏まえまして会議に出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。</p>
村林会長	<p>委員の皆さんにはいろいろご意見をいただきました。また、審議にご協力をいただき、誠にありがとうございました。進め方がまずい部分もありまして時間が大分長くなりましたこととお詫び申し上げます。</p> <p>これにて令和5年度第1回津市隣保館運営審議会を閉会いたします。皆さま、どうもお疲れさまでした。</p>